

徳島県規則第41号

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県事務委任規則の一部を改正する規則

徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2の徳島県県土整備事務所の長の項第3号の(1)中「立退き」を「立退き等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。